

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第 1 条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者又は同法第54条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護</u></p> <p><u>(8) 介護保険法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防通所リハビリテーション</u></p> <p><u>(9) 介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護</u></p> <p><u>(10) 介護保険法第 8 条の 2 第10項に規定する介護予防短期入所療養介護</u></p>	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者、<u>同法第54条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の 3 第 1 項に規定する指定事業者</u>の指定を受けた特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 介護保険法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション</u></p> <p><u>(8) 介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護</u></p> <p><u>(9) 介護保険法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護</u></p>

(11) 介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

(12) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

3 [略]

(自動車税の課税免除)

第5条 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第2項各号に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。

2 [略]

(10) 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

(11) 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

(12) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）

3 [略]

(自動車税の課税免除)

第5条 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第2項各号に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。

2 [略]

2 (自動車取得税の課税免除)

第4条 [略]

2 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け

(自動車取得税の課税免除)

第4条 [略]

2 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け

た特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。

(1)～(4) [略]

(5) 介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護

(6) 介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

3 [略]

た特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（前項の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税を免除する。

(1)～(4) [略]

(5) 介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

(6) 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護

(7) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入退所)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（<u>同条第25項</u>に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（<u>同条第23項</u>に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（</p>	<p>(入退所)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）又は施設サービス計画（<u>同条第26項</u>に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（<u>同条第24項</u>に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（</p>

同条第24項に規定する介護保険施設をいう。) に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

同条第25項に規定する介護保険施設をいう。) に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第72号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(生活相談員の職務)</p> <p>第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる職務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、<u>介護保険法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(生活相談員の職務)</p> <p>第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる職務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、<u>介護保険法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
2	<p>(生活相談員の職務)</p> <p>第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる職務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、<u>介護保険法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の</p>	<p>(生活相談員の職務)</p> <p>第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる職務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、<u>介護保険法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の</p>

<p>保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
----------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入退所)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>	<p>(入退所)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入退所)</p>	<p>(入退所)</p>

第11条 [略]

2 [略]

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4・5 [略]

6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

第11条 [略]

2 [略]

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4・5 [略]

6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針)	(基本方針)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（ <u>法第8条第23項</u> に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者（同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）が提供するものに不当に偏することのないよう、中立公正に行われなければな	3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（ <u>法第8条第24項</u> に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者（同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）が提供するものに不当に偏することのないよう、中立公正に行われなければな

らない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、法第8条第24項に規定する介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について利用申込者又はその家族に対して説明を行い、理解を得なければならない。

3～7 [略]

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者（法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

らない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、法第8条第25項に規定する介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について利用申込者又はその家族に対して説明を行い、理解を得なければならない。

3～7 [略]

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者（法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分、第2条の規定、第3条中表2の項の改正部分及び第4条から第6条までの規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定を受けている特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行うものに限る。）であって、この条例の施行の日以後も引き続き整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第53条の規定による介護予防サービス費の支給に係る当該介護予防通所介護の事業を行うものについては、第1条（表1の項の改正部分に限る。）の規定による改正前の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第4条第2項の規定は、なおその効力を有する。